

生駒市立幼稚園預かり保育実施規則(令和元年9月生駒市教育委員会規則第3号)新旧対照表

現行	改正案				
<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例)</p> <p>2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料</p> <table border="1" data-bbox="241 632 1111 671"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。) <u>別表備考第9項各号</u>に掲げる世帯</p> <p>(2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料</p> <table border="1" data-bbox="241 1031 1111 1070"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例<u>別表備考第9項各号</u>に掲げる世帯</p>	略	略	<p style="text-align: center;">附 則 (施行期日)</p> <p>1 略 (令和3年度及び令和4年度における預かり保育料の特例)</p> <p>2 令和3年度における第3条第1号に掲げる幼稚園の4歳児クラス及び5歳児クラス並びに令和4年度における同号に掲げる幼稚園の5歳児クラスの預かり保育料の額は、別表の規定にかかわらず、次の表に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料</p> <table border="1" data-bbox="1182 632 2051 671"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1 略</p> <p>2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例(令和元年8月生駒市条例第12号。以下「条例」という。) <u>別表備考第8項各号</u>に掲げる世帯</p> <p>(2) 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料</p> <table border="1" data-bbox="1182 1031 2051 1070"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1・2 略</p> <p>3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 条例<u>別表備考第8項各号</u>に掲げる世帯</p>	略	略
略					
略					
略					
略					

別表（第6条関係）

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 条例別表備考第9項各号に掲げる世帯

別表（第6条関係）

1 三期休園日以外に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯

2 三期休園日中に利用する場合の預かり保育料

略

備考

- 1 略
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる世帯に属する小学校就学前子どもの預かり保育料は、0円とする。
 - (1)・(2) 略
 - (3) 条例別表備考第8項各号に掲げる世帯